

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成29年度 第3回川西市景観審議会	
事務局 (担当課)		都市政策部 まちづくり指導室 都市計画課	
開催日時		平成30年3月26日(月) 午後2時～午後4時	
開催場所		アステ市民プラザ ルーム1	
出席者	委員	澤木委員、中江委員、栗山委員、森畠委員	
	その他	なし	
	事務局	都市政策部まちづくり指導室 篠崎室長、 都市計画課 橋本課長、阪本主査、角田技師	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		議 題 (1) 議案第1号 公共施設等景観形成ガイドラインの策定について(諮問)  (2) 報告 景観計画の普及・啓発について (平成29年度事業の報告)  (3) その他	
会議結果		(1) 議案第1号 審議経過のとおり  (2) 報告 審議経過のとおり  (3) その他 審議経過のとおり	

## 審 議 経 過

事務局	<p>只今から平成29年度第3回の川西市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の司会進行をさせていただきます都市政策部まちづくり指導室都市計画課課長の橋本でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして澤木会長よりご挨拶申し上げます。</p>
会長	<p>本日は年度末のお忙しい中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。今年度第3回目の景観審議会ということですが、議題でございますように市長より本日付で、公共施設等景観形成ガイドラインの策定について諮問をいただいております。本日諮問をいただいておりますが、来年度に答申をお返しする予定となっておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>また、川西市の今年度の景観計画の普及・啓発についての報告がありますので、それぞれのお立場からご意見を賜りますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員の出席についてご報告させていただきます。</p> <p>委員7名の内、本日ご出席いただいておりますのは4名でございます。従いまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは議事進行は澤木会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、次第に従いまして議事の進行をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「公共施設等景観形成ガイドラインの策定について」、こちらは市長より諮問を受けております。お手元の諮問書の写しをご確認ください。</p> <p>それではこの議題につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局 説明)</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。</p> <p>では私の方から質問させていただきます。</p> <p>2. 景観形成への配慮事項につきまして、市全域と景観上重要な地区の対象施設の違いというのは、どのようになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>景観計画の中で、推進方策の3本柱の1つに公共施設等による景観形成として景観形成ガイドラインを定めることを、景観計画と景観条例に規定しております。どのように作るかの大枠を景観計画の方に規定しており、市全域については主要な物を対象としますが、今後ガイドラインを検討する中でどこまでを対象にするか決めていくこととなります。また景観上重要な地区については、景観形成を重点的に取り組む地区として主要な物という考え方を外して、その地区で該当する全ての公共施設等に対して配慮事項を検討していこ</p>

	うと考えております。
議長	市全域でも主要な「公共施設等」と書かれていたら分かりやすかったのですが、河川、道路、公園と書かれていたので、違いがよく分からなかったので質問しました。
事務局	すみません。意図はなく、書き方の違いでございます。
議長	それでは、主要な公共施設等でよろしいですね。
事務局	はい。
委員	公共施設等の定義につきまして、公共施設とは道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港とありますが、川西市の場合、海岸、漁港は関係ありませんが、山が関係してくるようには思います。簡単に言うと里山等が対象になってくると思うので、きちんと明記する必要があると思います。里山を川西市全域の中で考えるのか、あるいは景観上重要な地区とするのかということがあると思いますが、できれば景観上重要な地区の方に入れたい気持ちがあります。そこに入れられないのであれば、対象施設のところに河川等の並びと一緒に「里山」と明記して、里山が公共施設であるということをしっかり謳ってほしいと思います。
事務局	自然景観と集落景観の類型分けを景観計画でしており、それぞれに里山に関する景観形成の方針があります。今回の場合は公共施設等ということで、法に規定されているものに加えて公共建築物を定義しているので、例えば今後配慮事項を検討していく中で、敷地の部分で景観上配慮するポイントとして、公共施設等の様々な状況に応じて、例えば里山近辺のことについて記載していくことはできると考えております。
議長	里山も公共性を帯びているので、公共施設等と同類の扱いをして、保全をして欲しいというご意見でした。 今回定めようとしているガイドラインは、景観計画の方で一定の保全をしながら、公共施設等ということで法の定義による公共施設や公共建築物について、まずガイドラインを定めて、自治体が管理している部分については景観を乱さないように自らが模範となるためのガイドラインを作っていきたいという意図ですね。
事務局	はい。ありがとうございます。
委員	市全域の対象施設の中に里山が入ったら良いなということと、気になっていたのは道路に関しては多田街道、それから国指定の加茂遺跡はとても大きな面積で川西南部の景観にもすごく影響があると思います。加茂遺跡は現在何百m四方で範囲が決められていて、現在ある住宅は徐々に立ち退いていってもらうくらいの拘束力があると聞いたのですが、これから整備していくにあたって大変大きな面積ですので、景観に影響すると思います。公共性が高いと考えられるので、対象施設として意識しておいた方が良いと思います。

事務局	<p>加茂遺跡につきましては、文化財の所管課で整備計画を策定しておりますので、今後市内協議を重ねていった中で、ガイドラインの定義のどの辺りになるかという話にはなると思いますが、配慮事項の一つとして遺跡の取扱いについても加えていけるよう検討していきたいと思えます。</p>
委員	<p>加茂遺跡はものすごく価値のあるものですし、面積もかなり大きいですから、緑地や遺跡公園等を整備すると市としてのブランド価値が上がるのではないかと思いますし、多田神社のように知名度が上がると思えます。景観の方からもブランド付けできるようなものになればと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>方針につきましては何も問題はないと思えますが、いくつか質問があります。 まず1点目、公共サインの扱いはどう考えていますか。公共施設等の「等」は建築物であるということですが、公共サインをどう扱うのかという疑問があります。 2点目ですが河川・道路につきましては、市民の目から見たら連続したものなので、管轄が市、県、国のどこが担当なのか分かりません。ガイドラインは川西市の公共施設等景観形成ガイドラインとなっていますが、残念ながら私の印象では兵庫県の道路のガイドラインはあまり景観に配慮していません。自転車レーンの多くが水色です。そういうこともあるので、川西市につきましては県道については言いにくいとは思いますが、最近自転車需要が増えていますので、市道の自転車レーンの扱いについてなど、ガイドラインを検討する際に考えていただきたいと思えます。 3点目は運用フロー（案）の所で3段階に進めていくということが書かれていますが、①構想・計画段階でできるだけ早い段階から一緒に考えることができる機会を設けますと書かれていますが、これは行政の関係課だけで一緒に考えるのか、実務をされている方や学識の方も含めて、少しオープンにして考える機会を設けるのでしょうか。また実際には、本当にそのような機会が設けられるのかという懸念があります。 4点目は公共施設の整備と言いますと、行政の方達は丁寧にお仕事をされるので、頑張っただesignしようとする傾向があります。景観の配慮事項として、例えば道路の色がすごく混ざった色だったりすることがありますので、「図」だけでなく「地」のデザインも大事ですということを盛り込んだ方が良いと思えます。 後は来年度の懸案事項であると思えますが、ガイドラインの書き方につきまして、例えば配慮事項の例として「水辺に親しめる護岸整備」や「調和に配慮した意匠」と書かれていますが、この解釈がなかなか共通意識を持ちにくいと思えます。これだけは止めようという悪い事例を見せるか、積極的にこのようにしていきましょうという良い事例を見せるのか、あるいは両方必要かもしれませんが、共通意識を作るための工夫したガイドラインの書き方を来年度審議していかないといけないと思えます。</p>
事務局	<p>1点目の公共サインにつきましては、他市の事例ですと、最近ガイドラインを策定された伊丹市さんでは公共広告物も対象にされております。本市で現在考えておりますのは、対象施設ごとに配慮事項を定めていこうとしているので、もう少し落とし込んだ形で河川ではこのように、道路ではこのようにといった対象施設ごとに公共サインについて配慮事項を定めようと考えております。 3点目の協議の方法につきまして、現在考えておりますのは、専門家会議等は新たに設</p>

	<p>ける予定はなく、なるべくこのガイドラインで、アドバイスいただきました良い例や悪い例を盛り込みながら、しっかり使ってもらえるようなチェックシートを作りまして、それを基に庁内で協議を進めていけるような仕組みにしたいと考えております。</p>
委員	<p>ガイドライン策定にあたり、市が公共施設等の整備を行うとき、国や県等が公共施設等の整備を行うときと書かれていますが、この整備を行うときは、どのような段階なのでしょう。事業主体で行うときなのか、補助の段階なのでしょう。</p>
事務局	<p>基本的に、事業主体として考えております。</p>
委員	<p>左から2番目の写真なのですが、一番景観を阻害しているのは高架になった線路だと思います。線路の整備は鉄道事業者になると思いますが、こういうたものに関して縛りがかかるのでしょうか。ここの影響が一番大きいのですが、実はこれは縛りがかけられないのでしょうか。</p>
事務局	<p>今後検討を進めるガイドラインにおきまして、公共施設等の定義はあくまで景観法や景観条例で規定されているものではございますが、情報発信を工夫する等して、全然知らないということがないように、例えば鉄道事業者にも発信できるような工夫を考えたいと思います。</p>
委員	<p>市が補助をして整備するということは、これまでなかったですか。民間で整備される時、市が補助する制度はありませんか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
委員	<p>河川の話で、現在、猪名川の河川で護岸工事が進んでおりますが、今まででしたら自然な感じの護岸であったのですが、全てブロックで覆われてきてしまっています。あのような工事の際に、市の方がこのような親水空間にしてくださいと言えるものを策定して、河川工事の担当である国等に、工事をされる際は協議してくださいと言えるよう、河川のルールを示せるようにガイドラインを考えているのでしょうか。</p>
事務局	<p>これから来年度にかけてガイドラインを検討していく中で、協議方法等を協議させていただきながら、最終的には市だけが持つておくのではなくて、情報提供か通知をさせていただいて、基本的に条例で規定しておりますとおり、配慮事項を遵守していただくよう協力を求めていく形で、また河川整備にも使えるような形でガイドラインを整備していきたいと考えております。</p>
委員	<p>現在、多田神社の周辺は大分工事がされていて親水空間がなくなりつつありますが、かろうじて橋の廻りだけはそのまま残っていて良かったと思います。メンテナンス上、道がついていますが、多田神社の前を工事される時は、川西市の意見を聞いていただいて工事をしてもらえるというような景観のガイドラインにもっていかなくてはいけないと思います。</p>

議長	<p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>景観上重要な地区というのは、景観計画で今後も増やしていく想定になっていますか。</p>
事務局	<p>今後、景観計画の改定時期に合わせて候補を探していく予定で、現状では終わらないよう、これからどこを指定していくかということを考えていきたいと思っております。</p>
委員	<p>今は、2か所ですか。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりです。</p>
議長	<p>川西能勢口駅前地区に、キセラ川西の区域は入っていますか。</p>
事務局	<p>現状では入っておりません。当時の再開発区域を地区指定しております。</p>
議長	<p>公共施設があまりない地域ではガイドラインの効果は薄いと思われますね。</p>
事務局	<p>地区内の幹線道路の部分や公園空間等が該当すると思いますので、その辺りは維持管理の項目で配慮事項を示していきたいと考えております。</p>
委員	<p>里山地区も景観上重要な地区に持っていければと思います。また、里山自体は対象施設として考えていただければ良いと思います。</p> <p>あと、公共サインに関連してとても気になることがあるのですが、市役所に駅方向から来ると正面がタイル張りなのですが、左側にソーラーパネルがついています。あれは景観上良くないと思います。あのようなものを勝手につけて、あれは意味合いがあるから良いじゃないですかと堂々とされていますが、あのようなものは景観から考えると駄目だと思うのです。そのようなものを規制することはできるのですか。サインではないと思いますが。</p>
事務局	<p>ガイドラインなので、ソーラーパネルですと公共建築物でどのように配慮していくかという考え方になると思うのですが、規制力があるかということ、あくまでも指導事項であり協議事項の一つになってしまうので、ソーラー単体について考えることも大事ですが、先程おっしゃっていただいたように周辺がどうなっているかということを読み解いてデザインしてもらう基準を考えていきたいと思っております。</p>
議長	<p>今設置されているパネルは、後で付けられたものですか。</p>
事務局	<p>はい。後で設置されたものです。</p>
議長	<p>当初の設計にはなかったものですね。設計の段階でしたら①構想・計画段階ですので協議されるので良いのですが、後で設置することになると③維持・管理段階になりますので、当初のデザインを継承するとなっておりますし、壊されないように配慮して欲しいと思います。</p>

事務局	<p>委員の意見と反対のことを言って申し訳ないのですが、該当部分は後でつけた意味がありまして、わざと見える所につけております。普通でしたら太陽パネルは屋上に付けるものだったのでしょうけれども、あえて壁面に付けたのは、目立つ所につけて太陽光パネルの効果があるということを宣伝するために付けたいきさつがございます。市役所1階のロビーの所には発電量が出ておりまして、これだけ効果があるのですよという形で太陽光の普及啓発の目的が当初ございました。正面の壁面に太陽光パネルが設置されていることは景観上いかなものかとは思いますが、行政としましては自然エネルギー利用の啓発が必要でございまして、あの位置に付けたいきさつがございます。</p>
委員	<p>という事は、まさに広告ですよ。サインがまさに景観を害しているということで、やはりサインとしてきちんと規定しておかないと、既にそれが起こってしまっている訳ですからというのが景観側の立場の意見です。一方、省エネルギーを推進する立場から言えば、また別の意見になるとは思いますが。両者の意見が出たところで、景観上は問題があるが宣伝も必要であるならば、どのようにしたら良いかという次の段階に進んでいくことができ、望ましい形になると思います。</p> <p>こうなって欲しい、こうなるとは困るという事を、広告物を含めて規定されるのが良いかと思えます。</p>
委員	<p>関連しまして、私の先程の意見の3点目で、構想・計画段階のできるだけ早い段階から一緒に考える機会は行政の中の部署間だけで行うのですかという質問をしましたが、今の状況を聞いて、これでは後に太陽光パネルを設置したのは仕方がないというパターンになるだろうと思ってしまいました。致し方ない部分はあるにしても、ガイドラインを作っても効果がないというのが一番悲しい状況でありますので、効果が出るような仕組み作りが必要で、一緒に考える機会というのは内部的なものではなくて、景観審議会という場もありますので、少し意見をもらうだとか、うまく委員を活用していただければと思います。</p> <p>気づかないうちに出来上がってしまって、残念なことになってしまうことがあります。それがよくあるのが公共サインです。注意喚起のため数多く設置される公共サインですが、人の意識って数がたくさんあっても、印象は変わらないのです。公共サインを研究されている方がいらっしゃいまして、最近西宮市で公共サインの講演会がありましたので、西宮市の方に一度聞かれると良いと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>以前の体育館にも注意表示がたくさん貼られていましたし、私共の大学でも昨年の4月からの車の入構システムの変更でキャンパスの門の周辺に注意喚起のビラがたくさん貼られておりまして、景観が台無しになってしまいました。</p>
委員	<p>数多く注意表示を掲出しても、誰も見ないですよ。ですから、数を減らしていただき、シンプルに必要な情報だけを入れられた方が良いと思います。</p>
議長	<p>公共施設には道路も入っていますが、多田街道等、道路景観は沿道建物の影響が大きいですが、沿道建物はこのガイドラインでは縛れないですよ。</p>

事務局	<p>道路の場合、街道系の景観を何パターンかに分けて配慮事項を設定できると思うのですが、それ以上になるとやはり地区指定等の方になってくると思います。</p>
議長	<p>道路でしたら、舗装の仕方であるとか、サインの付け方であるとか、街路樹でも剪定の仕方等いろいろあると思います。ただ、限界がある部分もあるかとは思いますが。それから、国や県の所管部分をどこまで制御できるのかもありますね。</p> <p>その他、いかがでしょうか。次回以降、1～2回審議の場があるかと思いますが、具体的な細かい検討に向けて、事務局の方にこういう資料を出して欲しいとか作業をして欲しいという要望がありましたら、今日出しておいていただけたらと思います。</p>
委員	<p>公共施設のガイドラインというものは、どこの市でも同じようなものだと思います。ですが、川西市であるからこのような公共施設等ガイドラインができましたというものであって欲しいのです。私の場合は歴史的な建造物のヘリテージマネージャーをやっていますので、そのような方向から導き出していき、川西市のあるべき姿の公共施設になって欲しいと思います。</p> <p>ですから、先程から言っております、対象施設に里山や多田街道や加茂遺跡を入れて欲しいというのは、そういう観点も含んでいるのです。そのようなことを意識したガイドラインに持って行ってもらいたいと思っております。</p>
議長	<p>よろしくお願ひしたいと思ひます。そのためには近隣市の事例を踏まえながら、川西市の特長を生かしたガイドラインにしてもらいたいと思ひます。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>あまり分厚い物でないようにお願いします。あまり長いと誰も読みませんので、見開き2ページ位に収めていただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>ある意味、事務職の方でも分かるような内容にするのが良いかと思ひます。主に庁内の方が見るガイドラインになりますので、理解できないと使えないものになってしまうので。</p>
委員	<p>公共施設だけが対象なので更新することはあまりないかと思ひますが、もしこの文言が良くなかったという時に、すぐに変えられるよう身軽にしていた方が良いと思ひます。</p>
委員	<p>できる限り簡易な方が良いと私も思ひます。文書で規定されて、運用の内容が規定されると思ひますが、チェックリストがあれば分かりやすいと思ひます。庁内であればこの案件に関しては、景観の部署にチェックしてもらいに行かなくてはならない等、記載されている方が良いかと思ひます。また、例えば委託契約をされる時にも、チェックリスト化していると分かりやすいのかと思ひます。もしそういったものが可能であれば、合わせて作っていただければと思ひます。</p>
委員	<p>ガイドラインの内容よりは、庁内でいかに影響を与えるかの仕組作りに掛かっています。重点的にやる必要があると思ひます。</p>

議長	<p>景観担当の存在は大事ですね。</p> <p>では、本日の意見を踏まえながら、今後検討していただきたいと思います。</p> <p>続きまして、議題（２）景観計画の普及・啓発について（平成２９年度事業の報告）につきまして、この議題は内容が多岐に渡りますので、事務局から一括して説明を受けた後に、目次に沿って３つのパートに分けて質問をお受けしていきたいと思います。</p> <p>それでは報告の方、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>（事務局 報告）</p>
議長	<p>ありがとうございます。平成２９年度の景観啓発についてご説明がありました。先程申し上げましたとおり、３つのパートに分けて質疑応答をお受けしたいと思います。</p> <p>２章の届出の状況に関しまして、何かご質問はございますか。</p>
委員	<p>届出の概要のところ、この物件は壁面の緑化に力を入れられたようですが、兵庫県の緑化基準は満たされているのでしょうか。なぜ、そこまで壁面緑化を頑張らなければならなかったのですか。</p>
事務局	<p>兵庫県の条例基準を満たしているかどうかまでは把握しておりませんが、今回は景観の指導もあり、開発指導要綱の指導もあり、周辺の住宅地への配慮もありまして、このような緑化を選択されたと聞いております。</p>
委員	<p>壁面緑化というのは、計画通りにいかないことも多くございまして、心配しております。</p>
委員	<p>これは、緑地率が足りないから、壁面緑化でカバーされているということですか。</p>
事務局	<p>平面図で緑色の部分は緑地になっております。</p>
委員	<p>川西市でも緑地の面積が決まっていますよね。</p>
事務局	<p>はい。開発指導要綱で規定されています。</p>
委員	<p>それはクリアしていますか。</p>
事務局	<p>協議した上での計画であると認識しております。</p>
委員	<p>平面上で緑地を確保できないので、壁面緑化するということはよくあることなのですが、あまり住宅への配慮にならないことがほとんどなので、望ましいとは思えません。</p>
議長	<p>工事は着手されているのですか。</p>

事務局	4月から工事着手の予定となっております、竣工予定は今年の10月くらいとなっております。
委員	No.5のこども園は工事着手されていますか。
事務局	工事着手しております。竣工時期は来年度いっぱいぐらいの予定です。
委員	このイメージでは色分けされて壁面が塗られていますが、実際は図面通りになっていないことがあります。このような景観の届出がなされて出来上がった後、最後に確認等はされているのでしょうか。
事務局	景観法では届出のみなのですが、条例の中で完了届出制度というものを作っております、工事が終わったら写真を撮ってもらい提出してもらおうようにしています。ただ、現地検査までは行っていません。
委員	現地まで行ってということはないのですか。
事務局	写真を出していただいております。
委員	住宅であったら構わないと思いますが、これくらいの大きな規模であったら、きちんと最終確認をする必要があると思います。届出ではマンセル値の基準を満たしていても、実際に見ると不適合であることも結構あります。そうすると、フィードバックして、今後景観の指導をもう少し変えようかという事になると思います。そういう風にもっていかないと、実際はなかなか紙に色を塗ったものとは違いますので、きちんとフィードバックできるような体制にするべきだと思います。 また、完成しているなら資料に写真をつけてもらった方が分かりやすいです。計画の時と、実際の写真を比べてどうなっているか、きちんと確認するべきです。このように指導した結果、こうなったという結果が写真であると良いです。
事務局	昨年度の報告では完了している届出であり、写真をお示しすることが出来たのですが、今年度はタイミングが悪くてまだ写真を載せられる物件がありませんでした。
委員	実際は完成した建築物が大事なのです。紙に色を塗ったものではなく、出来上がったものが大事なのです、報告は写真でお願いします。
事務局	指導状況だけでもお伝えできればという思いで、報告させていただきました。
議長	次の審議会は写真をお願いします。 No.15は建物の図だけですが、これに付随してサイン等をまた付けられるのですか。特に駐車場の敷地内に、工作物の大きな広告塔が沿道に建ったりするのでしょうか。

事務局	これから出てくる届出として、広告塔が建つと聞いております。着色立面図にも細かく黄色や青色等の部分があるのですが、ここはテナントの工事になりますのでまだ決まっていない部分もありまして、個別の広告物が出てくると思われます。
議長	個別に広告がつくと、大分イメージが変わってしまうかもしれませんね。
事務局	先程の説明にありましたように、来年度から私共は都市政策課に組織改正し、屋外広告物の所管が当課に代わります。届出や許可が一本化されますので、景観に配慮した対応を進めていきたいと思っております。
委員	このような大規模な建物の時に、植栽等は景観ではなく開発の担当になるのですか。
事務局	開発になります。
委員	樹種はどうですか。
事務局	樹種は直接指定をしておりませんが、植栽帯等の基準がありまして、その中で選択する形となっております。事業者が決められます。
委員	植栽に関して、都市計画課の方で何か意見することはできるのですか。
事務局	今の所はないです。
委員	植栽に関して景観の方で指導はしていないということですね。
事務局	樹種までは指定しておらず、そこまで踏み込んでいないのが現状です。
委員	道路側に植栽を多く取って欲しいとか、シンボルツリーをつけて欲しいとか、そのような指導は今の所ないのですよね。その辺りはどのように考えられていますか。
事務局	景観形成基準で、植栽については周囲の特性、環境に配慮し、季節感のある植栽を行うという形でありますので、チェックリストの中で設計者のコンセプトを確認し、審査しております。
委員	配置や密度等が大事ですので、皆さんの目に留まらない場所や狭い隙間に植えましたということでは困ります。
事務局	今回の施設の場合、市街地景観形成基準に樹種まではないのですが、道路側からの見え方として駐車場の車があまり露骨に見えないようにする基準があるのですが、そのような場所には低木を配置して見えにくくしていますといった、設計者の景観上の配慮を確認しております。

委員	景観の方できちんとしたマニュアルがあれば、それに基づいて、特に道路側に面してはしっかり指導をした方が良いでしょうと思います。
議長	平面図で緑色に着色している部分は植栽ということでよろしいですか。
事務局	はい。平面図の緑色は植栽の部分です。
議長	続きまして、3章の景観表彰制度について、何か質問等がございますか。 森島委員はアドバイザーとして関わっていただきましたが、何か補足説明はありますか。
委員	それぞれ建造物の写真が載っておりますが、これらは景観建造物でありますから、基本的には中に入らないと見られない部分の写真は使用しない方が良いでしょうと思います。通りがあって、このような建物が見られますといったように、一般の人が通行する所からこう見えますといった、そういうことが分かるような写真を使っていたら良かったと思います。
事務局	東多田の方でしょうか。
委員	東多田もですが、花屋敷山手町の住宅の方には前に急な坂がありますが、坂の下に小学校があって、下から見上げた時にランドセルを背負った子供たちが建物の横を歩いている光景が見られました。花屋敷や雲雀丘は坂のまちなので、見晴らしも良いですし、坂と建築物をうまく組み合わせた写真が良かったと思います。景観の写真ですから、広く撮ってもらっても良かったと思います。 東多田の方の写真は、門を開けて入らないとこの姿を見ることができません。この写真を出されても、一般の人ほどこの写真が分かりません。景観というものは、誰もが見られることが大事なのです。東多田の方は前に門があって、長い塀があって、主屋の屋根がかるうじて見えて、横に大きな樹木があります。そういったところが魅力ではないでしょうか。そのようなことが分かるような写真にしていきたいと思います。それで近所の人達から認識していただけたらと思います。中に入ることはできませんが、パッと見て良いなと感じる写真にしていきたいと思います。 景観なので、両方とも外からの見え方を意識した写真にした方が良いでしょうと思います。プライバシーに配慮して、どこにあるのか分からない写真にするなら、景観建造物として指定した意味がないと思います。
議長	この写真は公開されるものですか。
事務局	写真につきましては、ホームページで公開しております。
議長	できれば委員がおっしゃられたような、公道から見える写真にしていただけたらと思います。

委員	表彰制度につきまして、表彰の対象は誰に対するものになりますか。
事務局	建造物部門につきましては、基本的に幅広く、事業者、設計者、施工者を対象に考えております。
委員	それは募集の際に明文化されるのですか。
事務局	募集の際は、要綱としてまとめて募集をかけるように考えております。
委員	募集のタイムスパンはどの位を考えていますか。
事務局	要綱の策定には至ったのですが、いつ実施するかにつきましては、現状、明確にお答えできない状況にあります。来年度の景観建造物指定の動きですとか、アドバイザー派遣の動き等を見ながら、市民体育館の表彰から期間が空かないように実施したいと考えております。 一度実施しましたら、3年位空けて次を実施するスパンで考えております。
委員	一般的に、建ってすぐではなくて、しばらくしてからとなりますがその辺りの規定はどうされますか。
事務局	その辺りは、今回、あえて要綱に細かく書き込みませんでした。実際に募集する時に細かく設定させていただこうと考えております。
委員	今後の取組のところで、指定に向けて次はどのようにアクションするかということで、リストアップを進めますと書かれています。先程文化財の話が出ましたが、指定文化財・登録文化財についても景観建造物として指定していくのか、それとも除外していくのか、どのような方針なのでしょう。
事務局	今のところ景観建造物についてはどちらとも考えておらず、既に指定されているものに乗っかるのではなく、情報を集めながら自ら発掘していきながら、地域に埋もれているような新たな景観資源を指定していきたいと考えております。
委員	補助等も生じますので、文化財を除外して限定的に行うというのも一つの方策です。一方で、文化財の指定にも入っているけれども景観的にも重要ですというものを含むことで数が増えます。そして、例えばそれらを地図上で示して景観建造物の場所を知らせることで、このような制度があることを広く知ってもらうこともできると思います。
委員	リストアップの件につきまして、兵庫県がひょうごの近代住宅100選というものを選定したのですが、兵庫県は対象物件にアドバイザー派遣をしまして、改修の手伝いを今年度したいということで所有者の方に通知されている状況です。これはヘリテージマネージャーに関係するということで連絡をいただいているのですけれども、川西市における対象物件は火打にある洋館が2軒選ばれています。今回、県がアドバイザーを派遣するという話があって、また川西市も景観アドバイザー派遣をしているということで、重複しています。これは良い機会だと思いますので、県が補助しますと言ってきてくれる所に川西

	<p>市もうまく連携して、100選に選ばれている物件を次の景観建造物に指定するリストにあげるのが良いと私は思っています。川西市もこの辺りを調整していただいたら良いと思っております。</p>
事務局	<p>景観フォーラムでも近代住宅100選に選ばれている物件があるという情報はいただいておりますので、今後こちらからアプローチしていきたいと考えています。</p> <p>アプローチの方法としましては、県のアドバイザー派遣制度もありますけれども、景観行政団体としては、当課の景観アドバイザー派遣制度を活用していきたいと考えております。</p>
委員	<p>先程の景観表彰制度につきまして、建造物部門は完成してから何年くらいで表彰の対象になるのか分からないのですが、表彰される場合、設計者と施工者とクライアントが多いのですが、その3者が対象なのか、それともクライアントだけなのか、それははっきりしているのですか。</p>
事務局	<p>条例上で設計者、施工者、事業者となっておりますので、それぞれ表彰することもできますし、市民体育館の場合はPFI事業であったので、設計者、施工者といらっしゃったのですが、今回の場合は代表企業のみを対象としました。その辺りは、柔軟に対応していきたいと思っております。</p>
議長	<p>それでは、5の景観計画普及・啓発事業について、何かご質問等がありますか。</p>
委員	<p>景観フォーラムにつきまして、東多田地域の人はどのくらい参加されたのですか。</p>
事務局	<p>午前、午後ともに10名ずつ地元枠を設けました。実際は午前、午後合わせて19名の方が参加されました。</p>
委員	<p>地域の人たちが一番重要で、地域の人たちに守ってもらわないといけないので、そこが一番大事だと思います。</p> <p>それからアンケート結果で、10代から40代の方が少ないので、年配の方はある一定の人数は来られるとは思いますが、来ていただいて啓発をしたい年代はやはり10代から40代なのです。周知の仕方はホームページだけでしたよね。</p>
事務局	<p>地元の自治会に行きまして、自治会で回覧させていただきました。お家でご両親がお子さんに声を掛けてもらえれば、お子さんの参加もあったかもしれません。</p>
委員	<p>例えば小学校で配ると、持って帰ってご両親の目に留まると、親子連れで来てもらえるので、そのようになれば一番良いと思っていたのです。遊び場みたいな感じで来てもらえたら良いと思うのです。小さい時に古いお家に入ったよ、という思い出になれば良いのですが、地域の良い建物であることを小さい時に覚えてもらえれば良いと思います。そういう機会を何度も持ってもらう内に、親しみが湧いてくると思います。遠くの方ではなく、近くに住んでいる方に親しみを持ってもらいたいので、来年度も何度か夢勝庵に入ってもらう機会を実施していただき、つながりを持っていただきたいと思います。近くの方が愛着を持ってもらえるようお願いいたします。</p>

議長	<p>子ども達向けのイベントを、地域の方々も巻き込んで、実施していただけると良いですね。</p> <p>はがき絵の方も、中学生のご応募があったのですよね。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>はがき絵に小中学生から応募があったということは素晴らしいことで、市の方が努力されているのが如実に分かります。</p> <p>質問なのですが、カレンダーを頂きましたが、これは基本的に絵だけですか。フォーラムとも関連するのですが、景観なのでもちろん見た目なのですが、エピソードがあるとより共感しやすいかと思うのです。はがき絵に少し書き添えていただくことがあると、見る方もそれと一緒に見ることができます。また、フォーラムで専門の方がお話するのは非常に大事なことです。地元の方が子どもの時こう遊んだとかのエピソードが聞けたら、もっと地元の物になってくると思います。すばらしい啓発をされていると思いますが、もっと地元の方にも入ってもらって、親しみを感じてもらえればと思います。</p>
議長	<p>今、おっしゃっていただいたことは、景観計画で目指していた生活シーンの景観を守ることなので、どのようにしていくかが大事ですね。</p>
委員	<p>PR方法ですが、若者を巻き込んだ方が良いと思います。最近若い方はスマホで写真を撮ったり、動画を作成したりするので、PR動画を作ってくれる人が出てくるかもしれません。回覧板での広報は限界がありますが、それだったら小学生から高校生くらいの子どもを対象に、啓発ビデオ作製に協力してくれる人を募集して、コンテストをしたら、かなり面白い動画が集まるのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>高校とかの部活動等で動画を作ったりするサークルがあったら、やってくれるかもしれませんね。</p> <p>他、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは議題（3）その他に移ります。新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画について、お願いします。</p>
事務局	<p>（事務局 説明）</p>
事務局	<p>先程申し上げましたようにまだ具体的な計画ではないので時期尚早ではありますが、周辺環境との調和に配慮するということがありますが、具体的なものが出来た段階では急ですので、新名神がこの3月に開通しましたことも踏まえて、審議会でお話しさせていただきました。</p>
事務局	<p>また、具体的に開発の計画が出てきましたら、地区計画の都市計画決定をしていきますので、その時点で具体的なご意見をいただく形となります。</p>
議長	<p>里山景観に対する影響や、高さも緩和されますので、容積率・建蔽率が緩和されると壁面も大きくなるかと思えます。現地の色々な状況、例えば周辺道路からの見え方であるとか、実際に現地に行ってみないと周辺との調和を考えるのは資料だけではなかなか難しいとは思っています。</p>

委員	石道の集落はとても良い集落です。その前に高速関係の道路が出来てしまいましたが、山に囲まれた田畑と建物があってとても良い集落であったので、このままであって欲しいと思います。
議長	パンフレットで言いますと、石道の集落は青色で塗られた所ですね。ここは川西インター線の沿道では沿道利用対応ゾーンとしても位置付けられているため、さらに開発される可能性があるということですね。
委員	良いところなので、もったいないです。
議長	北側の山際の方に集落がありますので、民家は残るのですか。
事務局	集落の所ですので、市街化調整区域ですが地元は活性化を望まれています。地区計画でロットの大きい建物が建つことによって、地域の活性化につながるのであればある程度許容しましょうということでございます。
委員	緩和はどちらの権限で、どのような手続きで緩和になるのでしょうか。また、周辺環境と調和するかどうかの最低限の基準は、誰がどのような権限で判断や許可をするのでしょうか。これらはどのような手続きになるのでしょうか。
事務局	私共で当初、地区計画の最低基準を定めさせていただいておりましたが、建蔽率 50% 容積率 80%、高さ 12m とかなり厳しかったのですが、新名神も開通し、地元もこれを機に今後の農業を含めた生活設計も考えられた上で、今までのような一つ一つの田んぼではなくて、4.4ha 全体を使ってもらうのであったら多少大きなものでも構わないのではないかと皆さんの意見が変わってきましたので、1つ目のフィルターとして 5ha 以上の一団の土地を対象に緩和させていただきました。その権限というのは、都市計画決定という形で地区計画を決定しますので、私共がさせていただくのですが、周辺環境への調和という部分につきましては、調和に関してどのような配慮をしたかを当審議会の方にご意見いただければ、一定配慮していますということと考えられるというように考えております。
委員	このように変えるというような、その都度ではなく、この一帯を変えらるというか、切り替わるということですか。
事務局	はい。5ha 以上の大きな敷地であれば、例えば容積率は最大 200% まで変えることができるということになります。
委員	今、情報提供されたのは、ここで何かを決める訳ではなくて、意見として参考にしますということですか。
事務局	はい。

委員	分かりました。
委員	<p>これは、改定したのですね。改定したことにに関して、ここで意見を述べてもどうかと思うのですが。</p> <p>それと、周辺環境に配慮する必要最低限の値については、景観審で議論するということですが、あまりにも調和に関する手掛かりがないというか、参照するものをほとんど削ってしまっているの、これではあまりにも乱暴な改定だと思います。</p> <p>せめて、高速道路の高さを超えないだとか、どのような景観を良しとするのかの物差しを決めていただかないと、こちらの審議会に丸投げではなく、見解についてであるとかをご提供いただきたいと思います。</p>
事務局	おっしゃる通り、高さにつきましては一定のフィルターを持っております。ご意見いただいたように、例えば高速道路の高さを超えないという一定のフィルターを持っておりません。
委員	この横の道は新しくできた道ですね。両側にサイクリングロードがありますよね。
事務局	先程委員からご指摘のあった、サイクリングロードがございます。
事務局	自転車道ですが、舗装は赤茶色です。
委員	赤茶色ですから、そんなに悪くはないと思います。畦野からサイクリングロードを通過して石道に抜けるのは、自転車では結構気持ちが良いと思います。ですから、高速道路も大きいのですが、まだ田んぼが残っていて良い景観であるのに、さらに大きな建物を造るのかというのはどうかと思います。それくらい良い雰囲気のところではあります。ですから、景観としては良くない方向であると思います。
議長	該当の地域は4.4haとおっしゃっていましたが、最低5haではないのですか。
事務局	農地の面積が4.4haになりまして、地区計画を定めるときの区域は、基本的に境界を地形地物としますので、例えば周辺道路の中心線と結ぶ形となりますので、地区計画の面積が5ha以上ということになります。
澤木会長	それでは、この地域は該当するのですね。
事務局	はい。
議長	<p>道路境界からの後退等は4mとか決まっているのですか。</p> <p>この建蔽率・容積率では最大限のものが建つと思います。例えば物流系ですと、各階高が高いので、通常の2倍くらいの建物高さになると考えて良いと思うのですが、普通の階数で考えると、通常の倍くらいの規模になりますので、インター線や集落からどう見える</p>

	<p>のか、考えていかないといけませんね。また、遠くから見れば山並みは切れないでしょうが、近くからの見え方等、見る場所によっても違います。大きなボリュームの建築物をどこに、どのように配置するのか、事業者に工夫していただくよう考えないといけません。</p>
委員	<p>高さの最高限度をなくすということは、大変なことだと思いました。</p>
議長	<p>ただ、12mであると、物流施設だと使いようがないですよ。新名神の高架道路は、一般道から何mくらいの高さがあるのですか。</p>
事務局	<p>約30mです。</p>
委員	<p>オレンジ色のゾーンの中に1つだけではなくて、複数作っていかうとしているのですか。</p>
事務局	<p>全て民地ですので、具体的に事業者が地権者を取りまとめれば、今後もそのような動きが出てくる可能性もあります。</p>
委員	<p>オレンジ色のゾーンは田んぼではなくて、そういうものに使っていかうということですよ。</p>
事務局	<p>使える形にはなります。</p>
委員	<p>市街化調整区域のまま使えるのですか。</p>
委員	<p>石道の方が納得されたのですよね。ここは里山に囲まれたものすごく良い雰囲気だったと思うのですが。現在、高速道路が出来ましたが、まだいい雰囲気だとは思っているのですが。</p>
委員	<p>地元の方は活性化のために大きな建物を建てることに合意したとおっしゃっていますが、建蔽率・容積率の数字を見たところで、どのくらいのボリュームがあるか、一般の方は想像できないと思います。建った後、かなり風景が変わると思いますので、せめてシュミレーションして模型でボリュームを見せるとかをしてから改定すべきであったと思います。地元の方々は出来た後、驚かれるのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>例えば、何層構造かの物流施設になりますと外側に大型トラック用のスロープを造られますので、それもまた大きな人工構造物になり、景観に大きな影響を与えます。多分、道路側から見えますので、景観がかなり変わってしまうことが危惧されます。</p>
委員	<p>具体的にこんなものが建てられるという図面は、住民の方々に見せられているのですか。</p>
事務局	<p>民地ですので、地元で土地利用をしたいという方々は提案をされています。その提案の中で、よくあるような階高の高いものが出ています。</p>

委員	ある意味、高速道路ができた時点で景観や営農をあきらめかけていると思うのです。
委員	川西の中で、田園風景と住宅が一緒に見えるのは川西の特長だと思うのですが、それを大きく損なう可能性が非常に高い計画だと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。
事務局	この写真が物語っていると思うのですが、高速があるなしに関わらず、集落の方が西側の高台にありまして、田んぼにつきましては一段低い所になります。川もあるせいか田んぼと集落という別の2つのブロックがあるような一定の距離間のある関係になっておりますので、(発言中に、次の発言)
委員	そういうことではなくて、車で走った時の印象のことで、川西インターを降りて、田園風景があって市街地に至るというのが川西の風景であり、顔であるのです。それが一般のどこにでもある高速道路を降りたすぐの風景になってしまいます。今後の川西の景観をどうしようかと今まで計画を立ててきた訳ですけれども、それに対して都市計画的なアプローチは景観に対してどのように配慮されたのか、何を検討してこういった方向が出てきたのか、その辺りを知りたいです。
事務局	説明するのが辛いのですが、市街化調整区域を維持するというのが目的で、無秩序な開発ではなく地区計画という一定のフィルターを掛けた上で土地利用していくということです。
委員	ということは一旦立てた、田園風景も大事にしましょうという景観計画を破棄してしまうということですね。
事務局	田園風景を大事にしましょうということで、景観計画でも道路景観の景観形成方針を挙げておりますが、道路の利便性も考えております。
委員	道路が出来たことによって、開発の圧力がかかることは重々分かるのですが、逆に開発の圧力がかかるからこそ、この場で色々と審議してきたと思うのです。決まってからこちらに出されても、どうしようもないです。
議長	最初にプランが出てきたら、道路からの見え方に影響が少ないようアドバイスできるのですが。
委員	土地利用と景観を別物だと考えていただきたくなかったです。
委員	最初の議論に戻りますが、公共施設を、市がお金を出したものというよりは、市がコントロールできるものに対して、市がコントロールを掛けるためのものをこの審議会で作っているのですよね。コントロールできるはずのものでしたら、ここに何を建てて良いのかというルールは行政が作られる訳です。そうしたものを対象として、一方で景観を美しくしましょうと言っているのに、一方で景観に配慮されない計画を示されている状況が私は理解できません。 私がこの審議会に来てすぐ景観のルール作りをしました。そのルール作りの最中に県

	<p>の景観建造物である黒川小学校を行政が一部潰しますという話が出てきて、何のために審議会で議論しているのかと申し上げたことがあったのですが、それと同じ状況が生じている感じがします。</p>
委員	<p>川西インターチェンジの出口なので、川西の顔ですよ。川西の第一印象になりますが、それにふさわしくないものになってしまいますよね。田園のある伝統的な集落があって、高速のインターができましたが修景して、ここはこのような景観にしますという状況が本当は一番良いですし、そうあるべきだと思います。</p>
事務局	<p>また、具体的な計画が出ましたら、ご審議いただきたいと思います。</p>
委員	<p>高速道路のインターチェンジができた時に大規模施設ができるという当たり前の形ではなくて、考えなくてはならない景観の問題です。</p>
委員	<p>昔は土木構築物といえば美しくない建物だったのですが、最近は土木の方が頑張っていてシャープなデザインものになってきています。土木がこの美しさを残そうとしている物に対して、そのようなものはいらないと言っているに等しいということを市は認めるのかと思います。</p>
委員	<p>今日はひとまず置かないと終わらないですね。</p>
議長	<p>今日はこのくらいでよろしいですか。 他、何かございますか。</p>
事務局	<p>本日はありがとうございます。引き続き公共施設等景観形成ガイドラインを検討してまいりますので、引き続きご審議の方よろしく願いいたします。</p> <p>平成30年度から川西市の後期基本計画が始まります。当課は都市政策課に再編されまして、屋外広告物条例につきましても所管となります。景観計画の実行力のある取り組みをしていきたいと思っております。</p> <p>また、何も資料もない中で審議をさせていただいて申し訳ありませんでしたが、新名神高速道路周辺の土地利用の実現化をしていこうとする中で、景観上の配慮も必要ということで、こちらの方でもご意見いただければと思っております。</p> <p>引き続き皆様方には審議のご協力をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもちまして、平成29年度第3回景観審議会を終了させていただきます。 本日はありがとうございます。</p>